

定置漁業権漁場周辺における保護区域の設定について（案）

1 目的

定置漁業権の免許にあたり、定置漁業権漁場の周辺に保護区域を設定し、当該区域内及び免許区域内における漁業等を制限するもの。

2 制限

保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では、次の行為をしてはならない。

（１）当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、又は当該免許漁業の魚道を遮断し、若しくは魚群を散逸させる行為をしてはならない。ただし、漁業権又は入漁権による場合は、この限りでない。

（２）保護区域内及び当該免許漁業に係る免許区域内では、かき網、身網、ロープ、浮き玉その他の定置漁業を営むために敷設している漁具を利用して船を固定するなど、漁具に接触する行為をしてはならない。

3 指示の有効期間

令和５年９月１日から令和10年８月31日まで